

イタリア「第51回ジャパンウィーク 2026 年イタリア・パレルモ」等での 観光プロモーション業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、標記業務のプロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 委託業務名

イタリア「第51回ジャパンウィーク 2026 年イタリア・パレルモ」等での観光プロモーション業務

2 業務概要

別添「イタリア「第51回ジャパンウィーク 2026 年イタリア・パレルモ」等での観光プロモーション業務仕様書」のとおり

3 契約期間

契約締結の日から令和9年1月29日まで

4 予算額

11,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする

5 参加資格

（1）本業務に関するプロポーザルに参加できるのは、以下の①～⑦の全ての要件を満たしている者とする。

- ① 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する営業許可及び能力を有する法人で、第一種旅行業者に登録され、イタリア国内に支店（グループ会社含む）を持つ会社であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 長崎県から指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。
- ④ 取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。
- ⑤ 会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更生手続開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続き申し立てがなされていない者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

6 プロポーザル実施の手続き

(1) スケジュール

項 目	期 日
(1) 公募開始	令和8年7月29日(水) ※ながさき旅ネット(WEB)に公開
(2) 質問書の提出期限	令和8年8月 3日(月) 正午必着
(3) 質問に対する回答	令和8年8月 5日(水) ※ながさき旅ネット(WEB)に公開
(4) 参加表明書の提出期限	令和8年8月 7日(金) 正午必着
(5) 企画提案書の提出期限	令和8年8月17日(月) 17時必着
(6) 書面審査	令和8年8月18日(火)～21日(金)
(7) 結果通知	令和8年8月26日(水)

(2) 企画提案書の作成等に関する質問の受付

①提出方法

- ・プロポーザルに参加するにあたり質問がある場合は、質問書(別紙様式1)を電子メールにより提出すること。
- ・提出先は下記(7)のとおり。
- ・送信後、提出先へ電話により受信の確認をすること。

②質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、一括して観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」法人サイトに掲載(URL: <https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin>)

③その他

提出期限後の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

(3) 参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和8年8月7日(金)正午までに辞退届(様式任意)を提出すること。

①提出書類

- ・プロポーザル参加表明書(別紙様式2)
- ・宣誓書(別添様式3)

②提出方法及び提出先

- ・下記(7)の担当窓口あてに電子メールにより提出すること。
- ・送信後、提出先へ電話により受信の確認をすること。

(4) 企画提案書及び見積書等の作成

企画提案書及び見積書は、次のとおり作成すること。

①JIS規格に定めるA4横とし、フォームは任意とする。

②提案書の表紙には以下を記載すること。

- ・宛名: (一社) 長崎県観光連盟会長
- ・タイトル: イタリア「第51回ジャパンウィーク 2026年イタリア・パレルモ」等での観光プロモーション業務 提案書
- ・提出年月日

③厳格に審査するため、企画提案書には会社名など提案者が特定される情報は記載しないこと。

④企画提案書は1者1提案のみとし、表紙を含め20ページ以内とする。

⑤企画提案書は、仕様書及び7(3)の表に示す各評価項目に則した内容とすること。

⑥見積書は様式任意とし、以下のとおりとすること。

ア．積算根拠が明確になるよう、仕様書４．業務内容で示す項目ごとに具体的に記載すること。求める情報について定量的記載が必要な項目については定量的に示すこと。

イ．当業務にかかる取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。

ウ．宛名は「一般社団法人長崎県観光連盟 会長 嶋崎 真英」とすること。

※別途、県観連等職員の渡航に係る渡航費及び宿泊費、専用車の費用、ジャパンウィークへの参加料及び参加登録料も含めた見積書も提出すること（当見積書は、４．予算額の範囲には含まない）。

（５）企画提案書の提出

①提出期限：令和８年８月１７日（月）１７時必着

②提出方法：持参または郵送とする。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着とし、発送後であつても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

③提出先：下記（７）の担当窓口

④提出物：○企画提案書 ８部
○見積書 １部（正本）

（６）企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

①企画提案書類に虚偽の記載をした場合。

②実施要領に反すると認められる場合。

③その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

（７）問い合わせ先

担当窓口：一般社団法人長崎県観光連盟 特別チーム 安井

住所：〒850-8570 長崎市尾上町３番１号 長崎県庁５階

電話：095-826-9407

メールアドレス：（安井）yasui@ngs-kenkanren.com

7 受託候補者の選定について

（１）審査方法

企画提案書は、一般社団法人長崎県観光連盟（以下、県観連）が設置する審査委員会において、企画提案書の内容を定められた審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、最も優秀な提案を行った者を受託候補者として次のとおり選定する。なお、審査は書面審査で行う。

（２）審査結果

受託候補者が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全提案者に通知する。

（３）審査基準

- ・審査は、下表に示す評価項目により採点し、合計点数が最も高い提案者を受託候補者とする。
- ・合計点数が同点となった場合は、審査委員会の協議により選定する。
- ・満点（100点）の６割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。
- ・提案者が１事業者の場合、合計点数が最低基準点を超えたときは受託候補者として選定する。

評価項目	観 点	配点
1 企画概要	・事業の目的、趣旨を十分に理解し、提案者の持つネットワーク等やノウハウを最大限に活用した、具体的で実効性の高い企画提案になっているか。 ・その他、仕様書に定めている必須項目以外の事項に関する提案力や企画力があるか。	10
2 各種イベントへの参加等に関する業務	・イベントの円滑な遂行に向けて、各種イベントへの参加をサポートするスタッフや通訳は適切な人数が配置されているか。 ・主催事務局との調整が適切に進むような体制がなされているか。 ・イベントで使用するパンフレットやノベルティ、食材等を遅滞なく輸送できる体制が整っているか。 ・アンケートは適切なサンプル数を回収することが提案されているか。	20
3 対象市場における長崎県の認知度向上及び誘客促進に向けた取組の提案	・イタリア市場の消費者及び訪日旅行関係事業者に対し、長崎県の認知度向上及び誘客促進につながるような現地旅行会社セールス等の提案がなされているか。 ・その他の提案がある場合、取組内容は長崎県ならではの魅力が伝わる内容になっているか。	25
4 現地渡航に係る各種手配・行程の管理	・渡航手続きや行程管理、荷物の輸送・管理を行う上で、現地支店と連携できる体制が整っているか。 ・添乗員は、現地の者と意思疎通を図ることができる語学力を有し、アテンド経験を有するものか。	25
5 実施体制及び業務遂行能力	・全体業務統括責任者等は適切に配置され、実施体制や役割分担、各担当者の業務内容が具体的に明示されているか。 ・従事予定者について、参考となる経歴、資格等がある場合はその旨の記載があるか。	5
6 スケジュール管理	・契約期間内で成果を最大化できる適切なスケジュールが立てられているか。 ・全体スケジュール及び進行管理について記載されているか。	5
7 事業実績	・本事業を効果的に推進するだけの十分な事業実績があるか。 [過去に国又は地方公共団体、観光団体から受注した同様又は類似の事業実績がある場合は、その内容について記載すること。(国内外問わず)]	5

評価項目	観 点	配 点
8 価格の 合理性	・経費が合理的に積算され、かつ適切な内容であるか。	5
合 計		100

8 その他

- ① 企画提案書作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- ② 提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 企画提案書は、提出後の変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。
- ④ 本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ⑤ 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。
- ⑥ プロポーザル参加により、県観連から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- ⑦ 提案内容に含まれている特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果として生じた責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。
- ⑧ 委託契約期間はもとより委託契約期間終了後も、当業務で知り得た機密、個人情報等の取扱について厳守すること。

9 著作権

- ① 参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、受託候補者の企画提案書の著作権は委託契約締結時点で県観連に帰属するものとする。（その他仕様書に記載のとおり）
- ② 委託業務における著作権は、県観連に帰属するものとする。委託契約期間終了後、県観連が製作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

10 契約について

- （1）上記7（1）の審査委員会において選定された受託候補者と契約締結の協議を行う。
- （2）契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県観連と受託候補者が協議のうえ決定する。また、具体的な業務内容や進め方については、逐次、県観連と協議して決定するものとする。